



熊本県国保連合会求償対策推進課からのお願い

日頃から本会の事業運営につきましては、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本会は、熊本県内の市町村国保、国保組合(医師・歯科医師)、市町村介護の各保険者及び後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、第三者行為損害賠償求償事務を行っています。具体的には、交通事故等を原因とする保険診療又は処方等(以下、「保険診療等」という。)において、国保、介護保険又は後期高齢者医療を利用した場合は、保険者等が加害者に代り一時的に治療費等を立て替え、その後に本会から加害者側へ過失分の求償(立替分の請求)を行うものです。この損害賠償求償事務を円滑に行うために以下の点について、御協力くださいますようお願いいたします。

1 レセプトの特記事項「10：第三」の記載について

交通事故等による保険診療等を行われた場合には、レセプトの特記事項欄に「10：第三」と御記載願います。(損保会社介入の有無や被害者過失割合に関係なく、「10：第三」の記載をお願いします。)

また、交通事故等による保険診療等が「治癒」、「中止」、「症状固定」等の転帰となった場合には、次月以降のレセプトから「10：第三」を削除してください。

2 レセプトの事故外点数及び事故外食事額の表示について

交通事故による点数(食事)と私病による点数(食事)の混在の有無に関わらず、余白に「事故外点数〇〇点、事故外食事〇〇円」の記載をお願いします。

3 被害者へ傷病届出義務の周知について

被害者が国民健康保険又は後期高齢者医療制度を使って交通事故等による保険診療等を受ける場合には、速やかに加入している保険者へ届け出るよう周知くださいますようお願いいたします。(一部の医療機関窓口を設置してある「第三者行為被害による保険使用届出ハガキ」を投函した場合も、保険者への届出は必要です。)

【参考】第三者行為とは

患者の疾病又は負傷の原因が第三者の不法行為によって生じたと認められる場合を言います。一般的には「自動車事故」、「自転車事故」、「犬咬傷」、「喧嘩」などが主なものとして挙げられますが、介護施設又は障害者施設内事故、猟銃発砲事故、水上バイク衝突事故、飛行機事故、電車事故、ゴルフ場での事故、食中毒、化粧品被害などの事故も第三者行為に該当する場合があります。

また、単独車両による自損事故で、同乗者が負傷した場合は運転手が加害者となり、第三者行為として取り扱われます。

【裏面につづく】

【 よくあるお問合せ事例 】

(1) 「公費負担医療の対象者が交通事故で受診したがどのように請求すべきか？」

- ・ 請求される全点数が交通事故等分である場合
レセプト左上部の「公費負担者番号①」欄及び「公費受給者番号①」欄を空欄として請求してください。(レセプトコンピュータの仕様上、当該公費番号が記載される場合は、レセプト左下部の「公費①」の請求点数欄を「0点」と記載してください。)
 - ・ 交通事故等による診療と交通事故等以外(私病)の診療が混在する場合
レセプト左下部の「公費①」の請求点数欄に公費対象となる私病点数を記載(再掲)して請求してください。
- ※ 交通事故等による傷病に対する保険診療等については、公費負担医療による一部負担金の助成は原則として行われません。

(2) 「子ども医療費助成対象者が交通事故等で受診したが助成対象として良いか？」

- 受給者証等に記載の市町村へ交通事故等による医療費助成の可否について、御確認ください。
- ※ 助成の可否については、実施主体である市町村の裁量となります。

(3) 「受診者から自損事故との申告があったが、第三者行為として扱うべきか？」

- 明確な自損事故であるとの判断が難しい場合は、第三者行為該当のレセプトとしてお取り扱いください。
- ※ ①道路陥没等を原因とする事故、②他車積載貨物等の落下物と衝突した事故、③自損事故車両に同乗していた方が負傷した事故などは、第三者行為に該当する場合があります。

(4) 「なぜ国保連合会が被害者の治療状況、治療終了日及び事故外点数等を尋ねるのか？」

- 事故の相手方(加害者)へ損害賠償請求する上で、誤った請求を防ぐために必要な情報だからです。
- ※ 御多忙の折、大変恐縮ではございますが、国民健康保険法等の趣旨に御理解をいただき、今後とも御協力くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 熊本県国保連合会 求償対策推進課 TEL : 096-365-0391
--